

## 東大和市家庭廃棄物指定収集袋広告掲載募集要項

東大和市広告掲載取扱要綱（平成24年2月13日施行。以下「要綱」という。）に基づき、家庭廃棄物指定収集袋（以下「指定収集袋」という。）に掲載する広告を次のとおり募集する。

### 1 広告の掲載基準（要綱第3条）

指定収集袋に掲載することができる広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につながるもの
- (3) 法律又は条令若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれがあるもの
- (4) 公序良俗に反し、又はおそれがあるもの
- (5) 政治活動、選挙、宗教活動、意見広告又は個人宣伝に係るもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の信用及び品位を損なうおそれがある等、市長が広告媒体に掲載することが適当でないとするもの

### 2 広告媒体等

- (1) 広告媒体は、各種類の指定収集袋の内袋及び外袋であり、掲載位置、広告スペース、広告料は下表のとおりとする。なお、広告料については、1,000円未満を切り捨てるものとする。
- (2) 募集枠数は、各種類1枠とする。
- (3) 印字は、内袋（1色：群青色）、外袋（1色：黒色）とする。
- (4) 各種類の指定収集袋の作製数は、予算の範囲内とし、広告掲載の募集にあたり、最低作製数を決定する。

種類	掲載位置	広告スペース	広告料・税別
特小袋(50)	内袋(本体)	表面中央部 約縦6cm×横12cm	最低作製数×0.3 8円
	外袋	表面中央部 約縦5cm×横10cm	
小袋(100)	内袋(本体)	表面中央部 約縦9cm×横19cm	最低作製数×0.1 467円
	外袋	表面中央部 約縦5cm×横13cm	
中袋(200)	内袋(本体)	表面中央部 約縦10cm×横24cm	最低作製数×0.1 412円
	外袋	表面中央部 約縦5cm×横13cm	
大袋(400)	内袋(本体)	表面中央部 約縦14cm×横30cm	最低作製数×0.1 778円
	外袋	表面中央部 約縦5cm×横14cm	

### 3 広告の掲載期間

広告の掲載期間は、作製した指定収集袋の在庫がなくなるまでの間とする。

### 4 広告掲載の募集

広告掲載の募集は、市報及び市ホームページ等により行うものとする。

## 5 広告掲載の申込み等

広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、市長が指定する期日までに、東大和市家庭廃棄物指定収集袋広告掲載申込書（以下「申込書」という。）に次に掲げる書類等を添えて市長に提出する。

### (1) 掲載を希望する広告原稿の電子データ等

※広告原稿の電子データ等の作成費用は、申込者の負担とする。

### (2) 申込者の事業内容が確認できる書類（登記簿謄本又はその写し、会社概要等）

※市長は、必要に応じて当該年度（納期が到来しているものに限る。）及び前年度の納税証明書又はその写し等の提出を求めることができる。

### (3) 申込期限は、広告掲載を募集する際に設定する。

## 6 広告掲載の決定等（要綱第7条）

### (1) 広告の掲載者（以下「広告主」という。）は、市においてデザイン及び内容等を審査したうえで決定する。

### (2) 申込者が広告掲載枠数を超える場合は、提示額の高い申込者を広告主に決定する。

なお、提示額が同額の場合は、要綱第7条に基づき決定する。この場合において、当該申込みが同一条件であるときは、抽選により決定するものとする。

### (3) 市長は、広告主を決定したときは、家庭廃棄物指定収集袋広告掲載決定通知書等により通知する。

## 7 広告料の納付（要綱第8条）

### (1) 広告主は、市長が指定する期日までに広告料に消費税等の額を加えた金額を納付しなければならない。

### (2) 広告主は、市が広告を掲載する指定収集袋の作製に着手した後に、広告の掲載を取り下げることができない。

### (3) 既納の広告料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない理由により、広告の掲載ができなかった場合は、この限りではない。

## 8 広告掲載の取消（要綱第13条）

次のいずれかに該当すると認めるときは、広告の掲載を取り消すことができるものとする。

### (1) 広告主が、広告料を市長が指定する期日までに納付しなかったとき。

### (2) 広告主が、広告原稿の電子データ等を指定期日までに提出しなかったとき。

### (3) 広告主の反社会的行為等、当該広告を掲載することが不相当であると判断したとき。